

(3) 障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について

障害者が入所施設等から地域において生活を送るためには、まずは住まいの場の確保が必要である。

このため、厚生労働省と国土交通省が協力し、両省における住まいの場の確保策をまとめた「障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について」(平成21年11月12日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知)を発出し、福祉部局と住宅部局の連携による障害者の住まいの場の確保の取組をお願いしたところである。

障害者の住まいの場の確保のためには、公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用や公的賃貸住宅、民間賃貸住宅への入居促進等が重要であるため、引き続き、福祉部局と住宅部局との連携による取組の強化をお願いする。

1 2 相談支援体制の充実等について

(1) 相談支援の充実等について

① 相談支援の充実について

障害者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障害者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要であるが、市町村ごとにその取組状況に格差があるとの指摘がある。

また、サービス利用計画の作成については、重度障害者等の地域生活を支援する上で重要であるが、利用が低調となっている。

さらに、自立支援協議会については、地域の関係者が集まり、個別の相談支援を通じて明らかになった地域の課題を共有し、計画的にサービス基盤の整備を進めていく役割を担っているが、単なる意見交換の場となったり、会議がほとんど開催されていない等、形骸化している事例が見受けられる。

このため、障害者自立支援法等の改正により、以下のとおり、相談支援の充実等(原則として平成24年4月1日施行予定)を図ることとされたところである。(本体資料1(3)①(4頁)に記載)

- ・ 市町村に基幹相談支援センターを設置(任意)
- ・ 「自立支援協議会」を法律上位置付け
- ・ 地域移行支援・地域定着支援の個別給付化
- ・ 支給決定のプロセスの見直し(サービス等利用計画案の勘案)、サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大
- ・ 成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ

各都道府県におかれては、円滑な施行に向けた準備として、それまでの間においても、サービス利用計画作成費、地域生活支援事業費補助金や障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の積極的な活用等により、市町村の相談支援体制の充実のための必要な支援をお願いします。

○相談支援事業の実施状況について（速報値）

（平成22年4月1日現在 障害福祉課調べ）

（1,750市町村）

◆市町村相談支援機能強化事業	実施済	47%	実施予定	1%	未実施	52%
◆住宅入居等支援事業	実施済	13%	実施予定	1%	未実施	86%
◆成年後見制度利用支援事業	実施済	40%	実施予定	5%	未実施	55%
◆サービス利用計画作成費	利用者数	3,413人				
◆地域自立支援協議会	設置済	85%				

② 身体・知的障害者相談員への委託による相談援助の権限移譲について

地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）においては、住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、基礎自治体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにすることが必要不可欠であるとの基本的な考え方から、都道府県（指定都市・中核市）の身体・知的障害者相談員への委託による相談援助は、すべての市町村へ移譲するとともに、広域的に行う必要があるものについては、都道府県が自らその事務を行うことを妨げないこととされている。

平成23年通常国会に改正法案が提出される予定であるが、身体・知的障害者相談員は、障害者や家族が有している様々な経験や情報を活かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立った相談援助を担っており、障害者の地域生活への移行・定着を進めていく上で、その役割は、今後一層期待されると考えている。

今後の権限委譲に当たっては、身体・知的障害者相談員が担う役割の重要性を踏まえ、都道府県と市町村が連携し、地域における相談支援の充実の観点から適切に対応されるようお願いする。

○地域主権戦略大綱（平成22年6月22日 閣議決定）（抜粋）

別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置

1 権限移譲を行うもの

(1) すべての市町村へ移譲する事務

② 身体・知的障害者相談員への委託による相談対応、援助

ア 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している身体障害者相談員への委託による身体に障害のある者の相談へ

の対応及び身体に障害のある者の更生のための援助（身体障害者福祉法（昭24 法283）12 条の3 第1 項）については、すべての市町村へ移譲する。なお、これらの事務（指定都市及び中核市の長が処理するものを除く。）に関して、広域的に行う必要があるものについては、都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

イ 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の長が処理している知的障害者相談員への委託による知的障害者等の相談への対応及び知的障害者の更生のための援助（知的障害者福祉法（昭35 法37）15 条の2 第1 項）については、すべての市町村へ移譲する。なお、これらの事務（指定都市及び中核市の長が処理するものを除く。）に関して、広域的に行う必要があるものについては、都道府県知事が自らその事務を行うことを妨げないこととする。

（2）相談支援等に関する研修について

① 相談支援専門員に対する研修について

ア 障害者自立支援法等の改正を踏まえた相談支援専門員に対する研修の見直し

障害者自立支援法等の改正においては、新たに、「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」及び「障害児相談支援」を創設（平成24年4月1日施行）することとされている。

このため、平成23年度は、「法の円滑な施行準備のための研修」を実施することとしている。

※ カリキュラムは「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」及び「障害児相談支援」。時間数は4～5時間程度を想定。

また、併せて、現任者の資質の向上のために、「専門コース別研修」を創設することとしている。

※ 具体的コース等は今後検討。

これらの研修の具体的内容やコース等については、ウに記載する平成23年度相談支援従事者指導者養成研修会（国研修）でお示しする予定であるが、都道府県におかれては、「法の円滑な施行準備のための研修」について、初任者研修や現任研修と併せて実施する方法や、単独で実施する方法などにより確実に実施し、できる限り多くの方を受講させるよう特段の配慮をお願いする。また、「専門コース別研修」についても積極的に実施されるようお願いする。

なお、これらの研修に要する経費については、地域生活支援事業費補助金の対象とすることとしている。

また、平成24年度以降の相談支援専門員の研修体系については、

既存の初任者研修や現任研修の見直しを含め、今後検討することとしている。(関連資料12(100頁))

イ 相談支援専門員の現任研修の実施について

相談支援専門員の要件は、都道府県において実施される初任者研修を修了した翌年度から5年以内に相談支援従事者現任研修(以下「現任研修」という。)を修了した者としているところであり、平成18年度の初任者研修修了者は、平成23年度中に現任研修を修了する必要があるが、平成21年度までに現任研修を一度も開催していない県が2か所ある。(関連資料12(101頁))

各都道府県におかれては、相談支援専門員の資質の向上を図るための研修でもある現任研修を確実に実施し、該当者について、平成23年度中に計画的に研修を受講させるよう、特段の配慮をお願いしたい。

ウ 平成23年度相談支援従事者指導者養成研修会(国研修)について

平成23年度の「相談支援従事者指導者養成研修会(国研修)」については、以下のとおり実施する予定であるので、各都道府県におかれては、相談支援従事者等の中から適任者を推薦していただく等、ご協力をお願いする。

- ◆研修名 : 相談支援従事者指導者養成研修会(国研修)
- ◆日時 : 平成23年6月22日(水)～24日(金)
- ◆場所 : 国立障害者リハビリテーションセンター学院
(埼玉県所沢市並木4丁目1番地)

② サービス管理責任者に対する研修について

サービス管理責任者に関しては、経過措置として、実務経験の要件を満たしていれば、平成24年3月までの間は「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」及び「サービス管理責任者研修」を修了していない場合であっても、暫定的にサービス管理責任者として配置できることとしている。各都道府県におかれては、来年度が経過措置の最終年度であることを踏まえ、既にサービス管理責任者として配置されている者であって、これらの研修を修了していない者について、計画的に研修を受講させるよう、特段の配慮をお願いする。

なお、平成23年度の「サービス管理責任者指導者養成研修会(国研修)」については、以下のとおり実施する予定であるので、引き続き、適任者を推薦していただく等、ご協力をお願いする。

- ◆研修名 : サービス管理責任者指導者養成研修会(国研修)
- ◆日時 : 平成23年9月14日(水)～16日(金)